

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第11回）

日時 令和5年9月26日（火）14：00～15：35

場所 オンライン開催

## 1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまから再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの第11回会合を開催いたします。

本日の会合もオンラインでの開催となります。トラブルやご不明な点がございましたら事前に事務局より連絡させていただいておりますメールアドレス、連絡先までご案内ください。

本日の会合ですけれども、大関委員がご欠席、大貫委員が途中でご退席される予定でございます。

それでは、山内座長に事後の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内座長

承知いたしました。

どうも皆様、お忙しいところ、ありがとうございます。

議事に入りますが、まずは事務局から、本日の資料の確認をお願いします。

○能村新エネルギー課長

本日の配付資料一覧にもありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1として、残された論点について、資料2といたしまして、再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）、資料3といたしまして、第2次取りまとめ（案）の概要、参考資料1として、第2次取りまとめ（案）の参考資料、参考資料2といたしまして、太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方についてをご用意してございます。

以上です。

## 2. 説明・自由討議

（1）残された論点について

○山内座長

よろしゅうございますでしょうかね。

それでは、議事に入りますけれども、本日の会合は、議事次第にありますように1と2、まず最初に、残された論点ということを前半で議論したいと思います。

それで、これは事業譲渡等の計画内容に変更があった場合の取扱いと、それから入札対象案件の場合の説明会の問題、開催時期などであります。これは事務局から残された論点についての内容を用意していただきますので、これを議論いただくということですね。

後半ですけれども、後半は、ご議論いただいたものを取りまとめ（案）ということで事務局に用意してもらいました。この取りまとめ（案）について後半で議論したいと思います。

それでは、前半の議論として、資料1ですね、ご説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

資料の1をご覧ください。残された論点というところでございます。

スライド、2ページ目をご覧ください。本検討会におきましても、8月の段階で事業譲渡・実質的支配者の変更により事業者が交代する場合というときが来ましても、説明会開催等を求める必要性は高いということで、説明会の開催またはそれ以外の方法による事前周知を求めることが適切であるといったまとめをさせていただいております。

また加えまして、再エネ設備計画の重要な事項に変更がある場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化するという観点から、同様に、説明会の開催を求めることが適切だというふうなまとめをしているところでございます。これらの論点についての、より具体的な論点ということでございます。

資料、3ページ目、ご覧ください。まず、一つ目でございますけれども、事業譲渡・実質的支配者の変更があった場合の取扱いというものでございます。

まず、事業譲渡等の変更があった場合におけます説明会等の実施のタイミングでございます。一つ目の黒丸に書いてございますけれども、事業譲渡や実質的支配者の変更があった場合には、FIT/FIP認定要件としての新規認定時に求める説明会の開催等に加えて、この事業譲渡等の契約書の締結後と、また、事業譲渡等が対外的に発表される場合には、その発表後ということでございますけれども、その事業譲渡等の契約書の締結後に変更認定申請前のタイミングというところの状況におきまして、説明会の開催等を求めているかどうかというものでございます。

また、その実施のタイミングの次の項目になりますが、説明事項といたしまして、こうした事業譲渡等の際の説明会で説明する事項といたしましては、従前の認定事業者、いわゆる譲渡人ということと、また、あと変更認定申請により認定事業者となろうとする事業者、譲受人ですけれども、その間の引継事項等を含めた説明を求めるということをしてはどうかということでございます。

例えば※の一つ目に書いてございますけれども、特に譲渡人と自治体や住民の方との三者協定とか、そういったものが締結されている場合などもあるわけでございますけれども、

こういったことがきちんと譲渡人から譲受人に引き継がれるということが求められ、そうしたことの説明が必要となってくるということでございます。仮に説明会后に、こうした説明されたプロセス等に従って引き継がれていないことが判明した場合には、説明会において虚偽の説明を行ったとして、この認定取消し等の対象になるということでございます。

また、あわせて、変更認定時の説明会における引継事項以外の説明項目につきましては、改正特措法の施行後の場合におきまして、実際にその施行前に既に認定のものという場合には、再エネ特措法に基づく、いわゆる今回の認定要件下の対象になっているような説明会等を行っていないということでございますので、再エネ特措法上求められる要件を全て充足する形での説明を求めています。

一方で②ですけれども、改正再エネ特措法施行後に、既に再エネ特措法に基づく説明を行っている。したがって、基本的には施行後の新規認定案件などが想定されますが、そういったものにつきましては、前回は行った説明会からの変更事項についての説明を求めています。

また、あわせて、三つ目の※ですけれども、実質的支配者の変更の場合というところについては、実質的支配者が変更される旨の説明に加えて、引継事項等の説明を求めるとしてはどうかというものでございます。

3番目ですけれども、説明会開催の場合の出席者等でございます。新規認定のときの説明会のときには、再エネ電気事業者の方々自ら出席ということをご議論いただいたわけでございますけれども、事業譲渡による計画内容の変更があった場合におきましては、譲渡人と譲受人の双方が説明会に出席するということが、まさにこの検討会の冒頭にありました顔の見える関係性をしっかりと地域と構築していくという観点から、このようなことが適切ではないかということでございます。また、説明会開催以外の方法による事前周知の場合におきましては、事前周知を譲渡人と譲受人の双方の名義で行うこととしてはどうかというものでございます。

なお、細かいところですが、※で、実質的支配者の変更の場合におきましては、新規認定時の説明会と同様に、認定事業者自身が説明会に出席するということがどうかということでございます。実質的支配者の場合は、認定事業者の、それ自身は変わっているわけでは、ステータス自身は変わっているわけではございません。このような形が適切ではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。事業譲渡等の計画内容に変更があった場合の取扱い、②ということで、その他の計画内容の変更があった場合というところでございます。

まず、一つ目の黒丸に書いてございますとおり、再エネ設備の認定出力ですとか、太陽光であれば太陽光パネルの出力を一定規模以上変更する場合など、再エネ発電事業計画の重要な事項を変更する場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等に変化があるということで、改めて説明会の開催等を求めるということが基本でございます。その際に、この「一定規模以上」ということにつきまして、一つの論点ということでございます。

二つ目の黒丸をご覧くださいますと、現行のFIT/FIP制度におきましては、いわゆる価格変更事由といたしまして、20%以上の出力の減少を規定しているということなどもございます。こうした現行の価格変更事由なども参考にしながら、再エネ発電事業計画の変更の程度を一つ判断する閾値といたしましては、20%という割合を用いてはどうかということもございます。また、説明会の開催を求めるという観点からは、これまでも、この検討会でもご議論いただいているとおり、いわゆる高圧以上のものとして50kW以上のところにつきましては説明会を求めるという対象でございますので、いわゆる説明会を求めるという閾値である50kWというところも一つの参考になるのではないかと考えてございます。

三つ目の黒丸ですが、これらを踏まえますと、再エネ発電設備の認定出力、または太陽光の場合は太陽光のパネル出力ということにつきまして、「20%以上」または「50kW以上」を増加させる場合は、改めて説明会の開催を求めてはどうかということもございます。したがって、この20%以上または50kWということ、例えば1MWのところでは200kWを増設する場合には20%以上ということになりますし、逆に1MWで増設を150kWというところであった場合には、20%以上には該当しませんが、50kWを超えるというところで説明会を求めるという形になるということもございます。

※の1でございますけれども、これは念のための確認でございますけれども、認定出力が、増加が20%未満である場合にも、認定出力の増加自体は価格変更事由になりますよということの留意点を書いてございます。

※の2は重要なポイントになりますけれども、新規認定時からの累計増加分が20%以上または50kW以上という場合ということもございます。先ほどの例でいいますと、1MWの太陽光の場合が49.99という形での増設を繰り返すということではできないということでもございまして、新規の認定時から、もう50kW以上になった場合には説明会の開催を求めるといふ、そうした形ではどうかというものでございます。

また、※の3ですけれども、説明会の開催またはそれ以外の方法による事前周知のいずれかを求めるかについては、変更認定後の出力により判断することとしてはどうかというものでございます。

最後、5ページ目になります。入札対象案件の場合の説明会等の開催でございます。入札対象案件につきましては、入札対象外の案件と同様に、入札参加時、すなわち事業計画提出時というところではなくて、FIT/FIPの認定申請までに説明会の開催またはそれ以外の方法による事前周知を求めるといふこととしてはどうかということもございます。

下にタイムラインも書いてございますけれども、例えば、先ほどありました一番下の赤いタイムラインでございますけど、入札に係るタイムラインというところがございます。入札参加の事業計画提出というところのタイムラインと、FIT/FIPのところの認定申請と落札後認定申請というところがございまして、それまでに必要な説明会を実施していくという形でございます。ただ、なお、当然ではございますが、ボックスの中の二つ目

の黒丸に書いてございますとおり、周辺地域の住民への影響が大きい場合として、森林法の林発許可等、林地開発許可など事前取得を求める場合ですとか、環境アセスの対象になる場合ですとか、条例などで景観等の保護を目的とした場合といったような関係で許認可・届出を求めている場合とか、こういった場合につきましては、FIT/FIP認定申請の前にかかわらず、申請前のタイミングのみならず、それぞれの場合に応じた複数回のタイミングでの説明会の開催を求めるということになってございますので、この点につきましては入札対象案件についても変わらないということでございます。

以上、事務局からの残された論点についての説明は以上になります。

#### ○山内座長

ありがとうございました。

残された論点ということで、積み残し、まず事業譲渡、それから実質的な支配者の変更、それから計画内容の変更と、それから入札対象案件の場合の説明です。今日、後半で取りまとめ（案）を議論していただきますけど、二つ大きなポイントがあつて、その二つ目の説明会のところで積み残されたところがあつたということで、その詳細を事務局でご用意いただいたということでもあります。

それでは、先ほど言いましたように、これについて、まず皆さんからご意見、ご質問等をいただきたいというふうに思います。

チャットでいつものように発言希望という旨を入れていただければと思います。いかがでしょうか。どなたかご発言、いらっしゃいますか。

まず、興津委員から行きますかね。興津委員、どうぞご発言ください。

#### ○興津委員

興津でございます。どうもご説明、ありがとうございました。

私からは1点、お尋ねしたいことがございます。スライドの3ページです。スライドの3ページの※の一つ目になりましようか、譲渡があつた場合に、その譲渡人、すなわち旧事業者と、それから自治体あるいは住民との間に協定等が締結された場合に、その協定が新事業者に引き継ぐことが求められ、その旨、説明会で説明が必要となると。虚偽の説明をした場合には認定取消し等の対象となるという文章がございます。この点について、その協定というものは、基本的に契約としての性格を有するかと思いますので、まず旧事業者が締結した協定契約が新事業者譲受人にその契約上の地位が受け継がれるかどうかというのは、まずもって民法における契約法の規律するところかと思ひます。ちょっと私、契約法自体、専門家ではありませんが、場合を分けて考えますと、その契約上、協定上の地位が特段の意思表示なくして、当然に引き継がれるという場合もあるのかなというふうに思ひます。もし、そのような類型の場合には、引き継ぐということは当然の前提とした上で、その新事業者譲受人が、その協定契約上の義務・債務を履行する責任を負うということになるかと思ひますので、そのことを説明会できちんと宣言、確認していただくことが必要なのかなと理解をいたしました。

あるいは、その協定契約上の地位が当然に引き継がれない場合に、その新事業者譲受人と自治体、住民との間で新規に協定契約を締結するというケースもあり得るのかなというふうに思いました。その場合には、まず大原則といたしまして、協定契約というものは、その事業者と、それから自治体、住民との任意の意思に基づいて締結されるものということになると思いますので、その事業者の意思の任意性を確保しておくことはまず大前提になろうかなと。この新規に協定を締結することを拒んだことによって、不利益的な措置が結びつけられるということは適切ではないように思いました。ただ、その任意とはいえ、新規に協定を仮に締結しないという決定を事業者がした場合には、そのことが説明会で説明を求められることになるのかなというふうに考えました。その認定取消しの対象となるというのは、例えば旧事業者の協定を引き継がなかった、あるいは新規に協定を締結しなかったという、そのことに基づいて認定取消しになるというのではなくて、本来、説明会で説明すべきことを説明しないとか、あるいは引き継ぐ気がないのに、あるいは新規に締結する気がないのに引き継ぎますと、あるいは締結しますということを行ったという、そのことに基づいて認定取消し等の対象になるというふうにこの文章は理解できるかなと思いましたので、その点、ちょっと事務局のほうに確認をお願いできればと思います。

要約して申しますと、その協定締結の契約自体はあくまで任意に任せられるべきであって、それを拒否したことに基づいて認定取消し等の不利益を結びつけることは適切ではないだろうと。この※は、もちろんそのようには書かれておりませんが、あくまでも説明会における説明の内容を対象としているという点をご確認いただければと思います。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。後ほど一括して事務局からご回答いただきます。

次は松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

ありがとうございます。事務局におかれましては丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。この中で1点、質問させていただきたいことがあります。3ページ、説明会の実施のタイミングですが、「事業譲渡等の契約書の締結後（事業譲渡等が対外的に発表される場合は、その発表後）」とありますが、これはお金の支払いが完了した後と理解していいのでしょうか。お金の支払い完了前ですと、契約が履行されないリスクがあるのではないかと思った次第です。トラブルが起きないように、お金の支払いが完了した後に説明会の開催を求めたほうがいいのではないかと思います。事務局のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、次は桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

事務局の取りまとめ、ありがとうございます。3ページの論点1のところについて、事業譲渡と実質的支配者の変更ということでご整理をいただいておりますが、ここで言う事業譲渡は、会社法上の概念で言うと事業譲渡に限らず、株式分割による事業の承継なども含まれるべきだと思います。その趣旨だろうと理解しておりますが、誤解がないように適宜ご調整をいただいたほうがよいのではないかと考えております。

それから、先ほど興津委員からご指摘があった、協定が交わされている場合の取扱いですが、当然に引き継がれるのか、それとも当事者の同意のもとで引き継がれるのかということは、会社分割なのか事業譲渡なのかという法的構成にもよるところかと思いますが、いずれにしても住民側の同意まで要件にするものではないというところは私もそれでよいと思います。一方で、基本的には既存の協定等の義務を承継する、あるいは同等の義務を定めた新規の協定を巻き直すということでもよいと思いますが、当初の協定から何年か経過しており、住民側で既存の協定への変更等の要望があるような場合には、事業者側としても誠実にコミュニケーションを取って対応することが求められるといった点をガイドライン等で明示してはどうかと思います。

それから、次に5ページの入札におけるタイムラインについて、最後のところに注記で「入札の競争性に影響を与える説明がなされないように留意が必要となる」と書いていただいております。これは非常に重要なポイントだと思います。事前の説明会で入札に出るという情報が出てくると、ある程度推測が働くということも出てくると思いますので、入札の競争性に影響を与える説明にならないようにどうしたらいいのかというところは、その特定の入札に参加する旨を言わないということだけで足りるのか、もう少し詳細検討して今後詰めていただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、神山委員、どうぞ。

○神山委員

神山でございます。取りまとめの回でもありますので簡潔に申し上げます。

残された論点につきまして、当職といたしましては異存ございません。その上で少しコメントをさせていただきます。

まず、3ページ目でございますが、当該法人に対する実質的支配力を有するものについての記述というのを加えていただいて、ありがとうございます。個別具体的に実質的支配力を有するものに該当するかというのを判断するところが運用面で措置していく必要があるかとは思っております。

また、4ページ目でございますが、パネル出力の増加に関してですが、これも住民の不安に応えるべく、コミュニケーションを促進していくことということで、特に生命、健康への影響の有無とその対処の説明というのが本旨であろうと思いますので、周辺地域に与

える影響がある、一定程度認められるということであれば、なおさら説明会が求められるということには賛同いたします。

また、4ページ目の新規認定時からの累計増加分が20%以上または50kW以上となる場合も求めるというように、累計のものも加えていただきまして、説明会逃れというのをできるだけ防ぐというような記述ぶりにも賛同したいと思います。

また、全般に、現状を走りながら考えるという状況で策定されているというのが実態であろうと存じますので、今後、事業者への負担が過大であるとか、行政コストや事務量増がそれなりに問題になる、見過ごせないというところが出てくれば、適宜見直す必要があらうかと思っておりますので、今後丁寧な補足をしていただければと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、ここであれですかね、事務局のほうから、論点、基本的協定との関係の話。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。複数の委員からの確なご指摘、ありがとうございます。

まず、興津委員から、協定に関する話など、3ページ目の※の一つ目のところについてのご質問、また、関連して桑原委員からもご質問があったところでございます。まず、基本的に興津委員からご指摘いただいたとおりで、協定書などにつきましては、いわゆる民法、契約法というところの世界があるというのは大前提でございます。その上で、まさにこの※でも書いているとおりでございますけど、説明会において、しっかり引き継がれるんだということですか、あと桑原委員のご指摘を踏まえれば、今後、住民からのご要望とかを踏まえて解決するんだということなど、そういった説明と違う実態、もしくはその説明自体が虚偽だったということであれば、そこを捉まえて認定取消し等の対象にしていくということでございますので、興津先生の二つあったお話の、特に後者の形のまず整理をさせていただいております。あくまで説明会の内容を踏まえて、我々としては再エネ特措法上の対応をやっていくということが大前提にあるというふうに考えているところでございます。

また、一方で、桑原委員からあったように、それぞれ協定が交わされている場合であっても、様々な状況というのはしっかりあると思っておりますので、そこについての、これは変更なくても引き継がれるんだよということですか、丁寧な説明をしっかりと説明会でしていただくということがこうした説明会の中でより求められてくるのかなと思ってございますので、ご指摘いただいたとおり、ガイドラインとか、こうした説明をしていくことが望ましいんじゃないかということについては、可能な範囲で示していくようなことも今後、検討していければなと思ってございます。

松本委員からは、この事業譲渡に関するところに関連しまして、お金の支払いが伴う場合に、その完了後というところでございますけれども、これは契約の内容次第のところも



ございまして、金銭支払いなどによって、この譲渡の契約の効力が発生するというような場合におきましては、その条件が成就しない限り変更認定申請を許さないという形になりますし、一方で、そのような形の、いわゆる法律的な用語では提示条件ということですが、そういったものがされてない場合にどう考えるのかといったこともあるのかなということでございますので、この辺は個々、よく契約などの状況というところも当然、我々、変更認定申請をしていくときには様々なエビデンスも確認していくわけでございますので、少しずつ確認しながら丁寧に適切に対応していければなど。先生おっしゃるように、トラブルが可能な限り起こしにくいというか、起こりにくいような形というところを基本としながら具体的な対応をさらに検討していければと思います。

桑原委員から、事業譲渡に関連して、株式分割などについてというところについての取引形態ということも当然あるでしょうということでございますので、こういった観点も、いわゆる説明会逃れがないように対応を検討していきたいと思っております。

また、5ページ目の入札のタイムラインの※のところに書かせていただいておりますけれども、まさに入札実施前に実施される説明会におきましては、入札の競争性というところに与える影響というところで、同時に、例えば環境アセスとかで、例えば陸上風車で一定規模であれば環境アセスとかの関係で一定の情報は入札前であっても出ていたりということもございますので、既に織り込まれているような情報もたくさんあるわけでございますので、我々としても競争への影響ということは留意しながら、ここでは特定の入札会に参加する旨ということなどを特記してはいますが、それ以外も含めて、我々としても競争性というところについては留意しながら、さらに必要に応じてガイドラインなどにおいても具体的な記載、例示などというところを記載していける、充実させていければなどと思っております。

最後に、神山委員からは、特に最後ですね。事務局として、まさに走りながら考えているんですけど、そのとおりでございまして、我々としても再エネ特措法の改正を踏まえて、ある意味、走りながらというか、全速力で事務局として検討を進めているところではございます。したがって、まさにこれからパブコメもそうでございますし、先生ご指摘のとおり、これから実際にやっていく中で、様々な事業者側のご負担、自治体側の関与の在り方も含めて様々な実例というものは積み上がっていくと思いますので、そういうことを踏まえながら適切な見直しも今後、当然していく必要はあろうかと思っておりますし、その際には引き続き本検討会、ワーキンググループにおきましての継続的なご議論ということもまた賜ればなど思っているところでございます。

事務局としては以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ご指摘の点について、事務局の詳細な解釈とございますか、そこに込められた意図についてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。こういう形でご納得いただければと思いますが、さらに何かご意見等はございますか。

よろしいですかね。ありがとうございます。ということで、内容については、今、事務局のご説明のように解釈をしつつ扱っていくということでご納得いただいたかというふうに思いますので、今日、後半でこれは取りまとめになりますから、そのところでまた何かあればご指摘いただければと思います。

## (2) 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ第2次取りまとめ (案)

### ○山内座長

それでは、その後半部分の取りまとめ(案)、これについて議論したいと思います。

これも事務局からご説明をお願いいたします。

### ○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

今度は資料の2というものでございます。Wordのスタイルになってございまして、いろいろページ番号などが付されているものでございます。

まず、目次でございますけれども、全体といたしまして、はじめにというところから始まりますけれども、関係許認可取得に係る認定手続の厳格化ということで、今年の5月からご議論をいただいたところでございます。また、ローマ数字のⅡというところですが、説明会等のFIT/FIP認定要件化を中心としたご説明内容が第2章でございます。ローマ数字のⅢというところで、31ページ目以降ですけれども、認定事業者の責任明確化(監督義務)に関連するところのトピックでございます。また、ローマ数字Ⅳというところで、違反状況の未然防止・早期解消の措置というところでございます。最後、第5、ローマ数字Ⅴですけれども、太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保という観点のところの章立てになっているところでございます。

それでは、1ページ目のはじめにというのは、これまでの議論の経緯などにつきましてまとめたものでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

2ページ目でございます。まず一つ目の固まりとして、関係許認可取得に係る認定手続の厳格化ということでございます。

8行目から10行目に書いてございますとおり、森林法における林地開発許可、いわゆる盛土規制法の許可、砂防三法に係る許可、この三つの許可につきまして、11行目から14行目にあるような一定の場合の条件付認定などの対応も含めてでございますけれども、こうした①から③については、認定手続を厳格にしていくといった、FIT/FIP認定の申請を厳格にするといった整理でございます。

18行目から20行目にありますとおり、これは速やかにご議論いただきまして、関係審議会での議論・パブコメを経まして、2023年9月13日から交付されておまして、この10月の、正確には10月1日より施行されるという形になってございます。

この①から③以外の許認可につきましても、ページをおめくりいただきまして、3ページ目の4行目から6行目になります。追加すべきと考えられる許認可がある場合には、必要な対応について、本ワーキンググループで随時議論を行うといった整理になっているということでございます。

また、関係する法令との連携ということで、7行目以降、温対法との連携につきまして、ご議論いただいたところを整理させていただいております。

また、4ページ目でございますけれども、本措置の導入に当たりまして、経過措置も設けてございます。特に入札対象案件につきまして6行目から8行目、入札に参加するには、事前計画受付締切りまでに事業計画を提出すると、必要があるということでございますので、この施行前に、事業計画受付締切りが到来するものにつきましては経過措置を設定するという形でございます。

また、11行目以降ですが、自治体との連携強化ということでございます。このFIT/FIPの申請要件化ということになりますので、この三つの許認可などを中心といたしまして、自治体や関係省庁さんとの連携を強化していく必要があるということを12行目から15行目に記載してございます。

また、こうした手続を円滑に行うために、17行目ですけれども、今後、FIT/FIP認定申請に先立って再エネ業務管理システム等への仮登録を行うといったことも記載してございます。

19から22行目ですけれども、こうした対応を踏まえて、エネ庁または自治体間での情報提供のさらなる円滑化ということで、自治体側からのエネ庁に対する情報の共有といったことも円滑にできるようなことも明確にしているというところでございます。

続きまして、5ページ目以降です。大きくローマ数字Ⅱ番目の説明会等のFIT/FIPの認定要件化というところでございます。

まず、2. 説明会の趣旨・目的等の再整理ということでございます。ここにつきましても複数の委員からご指摘をたくさんいただいておりますけれども、21行目から25行目、まずご覧いただきまして、説明会を通して再エネ発電事業に対する地域の理解・信頼を高めていくと。そのためには、今回整理していくような内容につきまして、こういったものについては、整理された認定要件は基礎であって、さらなる取組を実施していくことも重要だということを明確にしてございます。

また、6ページ目の7行目から12行目のパラグラフの後半でございますけれども、FIT/FIP認定要件として今回求める説明会での実施後におきましても、認定取得後や運転開始の段階で、地域住民と適切なコミュニケーションを図ることが重要であるということも明確にしてございます。

13行目以降でございますけれども、説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲について整理したものになります。

26行目以降でございますけれども、ページをめくっていただきまして7ページ目になり

ますけれども、再エネ発電事業の関係につきまして、条例との関係というところにつきまして、参考1の図を示しながら関係性につきまして整理をするということで、自治体が条例等において独自に説明会の開催などを求めることを妨げるものでないということを明記しているものでございます。

電源の規模、(2)、7行目以降でございます。ここでは15行目以降でございますけれども、高圧以上の電源につきましては、説明会の開催を求めるということ。

また、18行目以降でございますけれども、低圧の電源であったとしても、例えば複数の電源が至近距離内に集合する場合ですとか、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合などについては、説明会の開催を求めるという形にしてございます。

また一方で、メリハリをしっかりとつけていくという観点もございまして、住宅用の太陽光発電(10kW未満)は、事前周知の対象外とするという整理でございます。

また、25行目から27行目、そして、8ページ目に続くところでございますけれども、分割の関係の整理ということでございます。

8ページ目の3行目以降でございますけれども、同一の事業者が実施する再エネ発電事業者については実質的支配者が同一である場合のSPCというものについても同一事業者とするということですか、必要な記載を盛っているというものでございます。

また、(3)以降、電源の設置場所・設置形態というところでございます。ここは低圧の電源であってもということ、先ほどの具体的などございまして、15行目以降でございます。低圧の電源であっても説明会を求めるエリアといたしましては、17行目、まず一つ目ですけれども、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、先ほどありました林発の対象のエリアですとか、林発の許可を求める対象のエリアですとか、盛土規制法の許認可を求めるエリアなどでございます。

また、二つ目の矢羽根、20行目から22行目ですけれども、災害が発生した場合に再エネ設備が毀損するリスクの高いエリアといたしまして、土砂災害警戒区域などを記してございます。

また、23行目、24行目ですけれども、条例において、景観等の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、このエリアにおいては説明会を求めていくというものでございます。

25行目から28行目ですけれども、屋根設置につきましては、原則として安全上の影響が及び得る範囲は限定されるということでございまして、事前周知などについては努力義務として求めるといった整理になってございます。これらを図示したものが9ページ目の表、参考2という形になってございます。

また、9ページ目の3行目以降、他制度の対象エリアとの整理というところでございます。特にこちらにおきましても、温対法との整理ということにつきまして、14行目以降につきまして記させていただいております。

また、10 ページ目になりますけれども、再エネ海域利用法の適用事業の取扱いにつきましても、前回ご指摘もいただいておりますけれども、これについても整理をしてございまして、注の 12 というところがございまして、再エネ海域利用法の適用事業につきましては、地域との調整を図るべき事項については、法定の協議会での説明がなされているということでございます。この点ということで、公募による事業者選定後の協議会におきまして、事業者が、FIT/FIP 認定の要件の説明会において求められる説明事項を参考としつつ説明すべき旨につきまして、今後、同法の、再エネ海域利用法のガイドライン等で明確化する必要があるといった記載、前回の審議会でのご審議を踏まえて注を追記しているというものでございます。

また、説明会の内容（説明事項・議事等）でございます。

まず、(1) 基本的な考え方といたしまして、提供される情報の適切性や十分性について記載をしているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、11 ページ目、さらにプライバシー等・営業秘密への配慮といったことについても整理をしているということでございます。これらを踏まえまして、整理といたしまして、具体的な説明事項ということで、16 行目以降、記載をしているというものでございます。

具体的には 17 行目、①事業計画の内容について、また、②関係法令遵守についての記載という形になってございます。

また、③土地の権原権限取得状況というところについてでございます。これは委員からのご指摘もいただきましたけれども、特に社外秘の情報とかプライバシーの配慮も必要だといったこともご指摘いただいております。記載ぶり、13 行目から 15 行目ですけれども、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点も踏まえて、土地に係る登記等そのものではなくて、土地の権原の有無や土地権原取得状況についての説明を求めるといった整理でございます。

④事業に関する工事概要が 16 行目から 18 行目、また、関係者情報ということで、これも委員会におけます議論を踏まえまして、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などの説明を求めるといった整理になってございます。

また、⑥、これは前回の委員会も含めてご議論いただいたところですが、事業の影響と予防措置というところでございます。ここにつきましては、非常に項目が多岐にわたるところで、前回の審議会におきましても、委員から、しっかりと説明会で説明を、同じ項目についての内容などにつきまして分かりやすく発信する必要があるということで、12 ページ目の注の 14 でございますけれども、事業の影響と予防措置に係る説明事項のほか、その他の説明事項や、説明会の議事、開催時期なども含めまして、制度を分かりやすく住民や事業者に対して周知・広報する必要があると重要なことと盛り込ませていただいているところでございます。

また、13 ページ目以降でございます。これにつきましては、それぞれ説明する、⑥の先

ほどの事業の影響・予防措置についての考え方などについての整理をさせていただいてるというところでございます。

19 行目のところが安全面というところでございます。具体的には、関係省庁の申合せというところで、これは太陽光を念頭に置きました今年の5月に取りまとめを行いました関係省庁申合せなどで整理されている項目として、例えば斜面への設置への対応ですとか、盛土・切土の状況ですとか、排水対策、また防災施設の先行設置などにつきましての項目というところについて、これを基本に説明をすることを求めることとしたというものでございます。

また、14 ページ目になりますけれども、こうした項目につきましては、太陽光以外におきましても参考にしながら説明を求めるということを2行目から7行目に記載をしているというところでございます。

また、13 行目以降は景観というところでございます。景観などが条例などで保護エリアとして該当している場合には、景観面の説明を求めるということでございます。18 行目以降につきまして、具体的な説明内容の記載があるというところでございます。

また、これも重ねてですが、フットノートの17 ということでは14 ページ目の一番下に書いてございますけれども、自治体が個別の条例で、ここで記されている内容と異なる内容の景観条例の中身を制定することを当然妨げるものではないということ、注意書きをさせていただいているというものでございます。

続きまして、15 ページになります。小見出しの3番目で自然環境・生活環境の関係でございます。

電源共通の事項として、6 行目から8 行目に書かせていただいております。また、電源別として、例えば太陽光であれば反射光や雑草の繁茂など含めまして、電源ごとにおきましての、これはヒアリングなどを踏まえた具体的な説明事項についても整理をさせていただいているところでございます。

また、16 行目以降ですけれども、環境アセスなどが対象となる大規模電源、ここでは第一種事業・第二種事業のいずれの場合というところでございますが、その場合におきましては、生物多様性などについての観点の説明も、当然、これは環境アセスの観点でも説明を求められますけれども、住民説明会においても的確な説明を求めるというものでございます。

16 ページ目になります。廃棄等でございます。これは当然、再エネ設備でございますので、その後の事業終了時におきます取組についての説明を求めるということ。

また、7 行目以降につきましては、特に太陽光などにつきましては、太陽光パネルの含有物質などについての情報の説明を求めるということでございます。

続きまして、17 ページ目でございます。参考の3、今申し述べました⑥という項目の事業の影響と予防措置に係る説明事項のまとめをしました一覧表が参考の3でございます。

続きまして、説明会の議事などでございます。

まず、①ですけれども、質疑応答などということ、住民の質問などについてを、これは意見も含める形ですけれども、誠実に回答することを求めるということでございます。また、複数の委員からも様々ご指摘いただいたところですが、説明会が形骸化することを防ぐためということで、むしろ形式的にはなくて、しっかりと質問などに十分対応できる質疑時間を確保するという、また、住民からの質問等に誠実に対応することが重要であるということを確認したというところでございます。

こうした観点から説明会の開催回数、12行目以降、記載をしてございます。

また、次の18ページ目になりますけれども、質問等への誠実な対応ということにつきまして、こちらも前回ご議論いただいたところでございますけれども、説明会後に事業者が一定期間（2週間）の間、質問募集フォームなどを設けて、当該フォームに提出された質問等に対して、事業者が書面等と、書面が原則ですけれども、この「等」というところでは別途説明会の開催なども含むということでございますけれども、こうした場を活用しまして誠実に回答するというのを求めるということでございます。

また、住民からの質問等が多い場合におきましては、先ほど申したとおり、別途、再度説明会を開催して、書面での回答を準備した上で、このような対応をしていくということの工夫も重要だということでございます。

また、「周辺地域の住民」の範囲ということにつきまして、19行目以降、記載をしているところでございます。

基本的な考え方は26行目以降、範囲の明確性ですとか、一方で、事業の特性や地域の実情を踏まえた対応も必要だということの観点から整理をさせていただきました。

19ページ以降でございますけれども、基本的には定量的な基準をベースにも考えていく必要があるということで、具体的な定量基準ということにつきましては、条例の制定状況などの分析などを踏まえまして検討を重ねたということでございます。

具体的には19ページ目から20ページ目に記載のございます、特に参考の4でも全国の自治体の条例の制定状況というところの調査時点での暫定的な分析の結果を記してございます。20ページ目でございますけれども、まず調査対象の全体の約7割の条例におきまして、発電所の敷地境界からの距離等は50から100m以内の住民を対象としたものが多かったということでございます。中央値が100mだったということでございます。

こうした調査結果なども参考にしながら具体的な考え方、14行目以降に記してございます。まず、低圧でございますけれども、こうした自治体を参考にしながら、説明会の対象となる住民の範囲につきましては、発電所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けているということございまして、この中央値100mということ参考にしながら、「事業場所の敷地境界から100m以内」というふうに整理をいたしました。

また、19行目以降ですけれども、高圧以上のものにつきましては、「敷地境界から300m以内」という整理でございます。

また、環境アセスの対象になるようなものということで、ページをおめくりいただきま

して 21 ページ目になりますけれども、第一種事業の対象になるものにつきましては、「事業場所の敷地境界から 1 k m以内」というふうにしてございます。

また、21 ページの 5 行目以降でございますけれども、「事業場所」というところは、再エネ特措法におけます設置場所を指すことということでございます。また、バイオマスの場合には燃料置場（ストックヤード）の場所も含まれますよといったことを明記してございます。

また、11 行目から 15 行目ですけれども、定量基準の範囲内に住民が存在しないという場合も当然ございますので、そうした場合におきまして、市町村から、地域の実情を踏まえて範囲外の住民にも説明すべきという意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えるという整理でございます。

また、24 行目以降でございますけれども、土地所有者、建物所有者の取扱いというところでございます。特に 27 行目以降でございますけれども、再エネ設備の実施場所の隣接する土地／建物所有者につきまして、再エネ事業によります影響が大きいだろうということでのご議論をいただいたところでございます。

22 ページ目におきまして、整理させていただいているとおりでございますけれども、再エネ特措法に基づく説明会におきましても、5 行目から 7 行目、記載していますとおり、再エネ場所、再エネ設備の設置場所に隣接する土地／建物の所有者を「周辺地域の住民」の範囲に含めるという整理でございます。

また、その際、開催案内の取扱いなどについての留意事項につきましては、後掲の 7. (1) の参照という形になってございます。

12 行目以降ですけど、市町村への事前相談ということでございます。市町村への事前相談につきましては、公平性、中立性を確保するためのプロセスの透明性が必要だということでございます。

その上で、事前相談を行う際の様式ですとか、また自治体が事業者周辺地域の住民に加えるべき者の様式を示しながら書面で行うことを明確にするということの整理でございます。この様式ですけれども、18 行目以降、自治体の事務負担の軽減という観点から、可能な限り簡素なものにするなどの整理をさせていただいているというところでございます。

また説明会の開催時期などにつきましては 23 ページ目以降になります。

原則的な場合というところでございますけれども、説明会などにつきましては、12 行目、13 行目に書いていますとおり、F I T / F I P 認定申請の一定期間前ということで、3 か月前までに実施することを求めることを原則とするというものでございます。

また周辺地域の住民の影響が大きい場合ということで、この場合におきましては、やはりタイムラインを明確にしながらですね、整理をするというところを、本検討会でも複数の委員からご指導いただいたところでございます。

以降、幾つかの場合におきまして整理を記したものでございます。これも前回の検討会でご議論いただいた内容となっております。



24 ページ目、①としてはですね、F I T / F I P の認定の申請要件として事前取得を求めるといった場合の説明会の開催についてのタイムラインということでございます。これは許認可の前に一度説明会を開催し、F I T / F I P 許認可取得後、F I T / F I P の申請前に実施するというものなどございました。また、②ということで10行目以降ですけども環境アセスや条例に基づく環境アセスメント対象の場合というところでございます。この場合につきましては次のページ、25 ページ目になりますけれども、参考の6といたしまして、まず環境アセスメントの配慮書作成の前の段階で説明会の①ということ、また方法書の段階で②ということ、また、評価書が終わった段階で工事着手までの間に、環境アセスで実施したことなどを含めた説明会等1回行っていただくということで、この場合は3回の説明会になるということでございました。

また3行目から5行目ですけども、③条例において、景観の保護等を目的として必要な許認可などを求めている場合というところでございます。この場合、複数の条例などの分析いたしますと工事を行うまでに、許認可取得などを求めるものが多いということを前提に、参考7のように、申請前に説明会①を行うということと、説明会の②というところにつきましては許認可の取得後ですね、工事着手までの間にやるということでございます。

26 ページ目です。説明会に関するその他の論点ということでございます。説明会の開催案内ということで、7行目から11行目に設定整理させていただいたとおり、ポスティング、回覧板、戸別訪問ですとか、自治体広報紙の活用ができる場合にはこういったものということ。また説明会の開催の2週間前までには実際に実施すると、これらの方法で実際に説明を行うということでございます。

また16行目以降でございますけれども、隣接の場合というところでございますけれども、ここも前回ご議論をいただいたところでございますけれども、これらのポスティング、回覧板などの手法だけだと、土地／建物所有者に対する開催案内を周知できないおそれもあるということに加えて、事業者の負担が過度となる恐れもあるということでございます。したがって24行目から27行目でございますけれども、隣接する土地建物所有者にも事前周知を行うために、資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の会社情報の提供を求めるということでございます、という整理をいただきました。

その際、前回の委員からご指摘をいただいておりますけれども、このサイトを活用する場合も一定期間の周知が必要ということで、注の27でございますけれども、同様に2週間の情報提供が確保されることが必要となるということを明記しています。

27 ページ目でございます。(2)説明会に出席すべき説明者というところでございます。説明会には再エネ発電事業者の出席を求めるなどの記載をしてございます。なお、9行目10行目ですけども、地域の実情を把握する市町村へ説明会出席することを希望する場合には、参加できると、市町村が説明に参加できるという整理でございます。

また11行目以降ですが、説明会を開催したことを証する資料ということでございます。これはF I T / F I P の認定申請時に説明会を開催したことを証する資料といたしまして、

説明会の議事録、出席者名簿、配付資料、また質問募集フォームなどの質問と回答、説明会の概要などを報告する報告書の提出を求めるということとでございます。当然、虚偽があった場合には認定取消しなどの厳格な対応を行うということも 17 行目、19 行目に記載をしているということとでございます。

また、疑義が生じたときに研修を行うことができるようにということ、22 行目以降ですけれども、これも複数の委員からもご指摘を踏まえて盛り込みましたけれども、説明会概要報告書は認定後に公表をするということ、また、住民の方々が資源エネルギー庁に対して内容に疑義がある場合に通報を行うことができるという、そういうフォームを整備するということ。

また 28 行目、29 行目ですけれども F I T / F I P 認定の認定基準として、説明会の全景の録画および録音と、その保管を求めるということとでございます。またこうした録画、録音につきましては、広く対外公表することはプライバシー等の観点から許容されず、想定されないということとございますが、当然説明会の開催の疑義が生じたときに、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的とするものとございます。

28 ページ目でございます。説明会以外の方法による事前周知ということ、簡易な形のやり方ということ、先ほどありましたポスティング、戸別訪問、回覧板自治体の広報誌の活用などということとございます。これらにつきましては、メリット・デメリットも含めていろいろとありますので、これにつきましては、14 行目から 18 行目に書いていますとおり、この中から地域の実態などに応じて事業者におきまして選択をするという工夫をするといったこととございます。

他方で(2)に書いてございますが、事前周知で説明する事項ということにつきまして、これは事前周知とあっても、住民に対する適切かつ十分な情報が提供されるということが重要ですので、基本的には説明会で求める内容と、原則同じということの整理をいただいたところとございます。これも同じく、事前周知につきましては一定期間前、3 か月前までに実施するということを求めた上で、事前周知の際には必ず質問等の提出先の提出議案、これは事前周知の日から 2 週間の期間などですけれども、そうしたものを求めてしっかりと事前周知の場合であっても質問を受け付けて、丁寧、誠実な対応を求めていくということとございます。

29 ページ目以降でございます。本日前半にご議論いただきました事業譲渡等の計画変更があった場合の取扱いということ、ここにつきましては本日ご議論いただいた内容を使用しているものとございます。

30 ページも基本的には同じような内容ということとございます。

31 ページ目以降でございますけれども、認定事業者の責任明確化(監督義務)ということとございます。これにつきましては、監督義務の対象となる委託の内容ということ、21 行目以降、31 ページ目ですけれども、記載をしてございます。これは当然手続代行とかプロジェクトマネジメントなども含めたものということとございまして、再エネの事業実

施に必要となる行為に関する委託については、監督義務の対象とするという整理でございます。

32 ページ目以降でございます。委託先との契約に含めるべき事項といたしまして、これも前回の審議会等でもご説明をさせていただいたところの内容ということでございますけれども、しっかりと外形的に確認するために、書面での契約書を締結するなどの記載をしております。また、8行目以降でございますけれども、委託先から認定事業者に対する報告体制についての記載ということでございます。また、この認定事業者から経産大臣への報告というところが22行目以降に記載をしているというところでございます。

これは毎年、認定事業者から経産大臣へ報告いただいております定期報告の中におきまして、委託の状況実態についても報告をしていただくとしてございます。

続きまして、34 ページ目以降でございます。違反状況の未然防止、早期解消の措置ということでございます。22 行目以降ですが、交付金の一時停止（積立命令）の発動のタイミングというところでございます。これにつきましては27行目以降でございますけれども、違反の未然防止、早期解消を促す観点から、関係法令において行政処分、罰則の対象となる違反について、当該違反が覚知され、違反に係る客観的な措置ということ、例えば書面による指導等でございますが、これがなされた段階においては、積立命令を発することが可能という整理をさせていただいております。

35 ページ目です。3. 交付金相当額積立金の取戻要件でございます。このFIT/FIPの交付金の一時停止が措置された場合に、一時停止された交付金を取り戻すことができる要件といたしまして、5行目、6行目、違反状態が解消された場合、また6行目ですけれども、事業を廃止し、適切な廃棄が確認された場合というふうに整理をしております。なお、違反が解消されない場合におきましては7行目から11行目に書いているとおりのプロセスを経まして、返還命令に関する金銭が実効的に回収されるといった整理をさせていただいております。

最後の章立てになりますけど、36 ページ目でございます。太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保というところでございます。

2. 以降のところですが更新・増設に伴う太陽光パネルの適正な廃棄というところでございます。まず23行目から25というところで、更新に伴い不要となる太陽光パネルの廃棄等費用につきましては、解体と積立金を充てるというのではなくて、個別に適正な廃棄を求めていくということ。その上で26から28行目でございますが、適正な廃棄を担保するために、更新に関わる変更認定申請を行う場合には、この解体等を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求めるということ。また、次のページになりますけれども、事後的に、実際に適切な解体・廃棄がされたことなどの報告を求めるということでございます。

また37 ページ目でございますけれども、(2) 更新・増設されるパネルの適正な廃棄ということでございます。これにつきましても、前回の委員会でもご議論いただいたところでございますけれども、12行目から16行目ということで、増設分を含めた太陽光パネル

の廃棄等費用のうち、不足分につきまして、上の参考の8ですと点々の中の囲っているところでございますが、特に増設のときに、発生するものでございますけれども、これにつきましては増設の際の変更認定時に一括して原則外部積立を行うこととした整理でございます。

なお、前回、委員からも、事業者の負担にも配慮しつつ、これはパブコメの結果などを踏まえて最終的に整理をしてほしいといったこともご指摘をいただいておりますけれども、これはこうした案の中で、今後パブコメに諮ることを前提に記載をさせていただいているというところでございます。

以上、報告書の内容でございまして、関連して、参考する資料といたしまして、参考を一応セットしてございます。内容は説明いたしませんけれども、資料の3というところで、本日また議論などを踏まえて修正があること前提でございまして、第二次取りまとめの案の概要ということで2枚組の資料を、少し文字が多くて大変恐縮ですけれども準備しているということ。

また、参考資料の1といたしまして、この報告書の取りまとめに際しての参考資料といたしまして、これまで本委員会でご議論いただきました、キーとなるようなスライドや、また検討の際に、非常に参考にさせていただきました総務省さんの調査の中間整理などにつきましても載せさせていただいております。

また、最後ですね、この参考資料の中で、住民説明会の際に説明する事業の影響とか予防措置に関する説明を再度、考え方の参考資料も含めているというものでございます。

なお、参考資料2といたしまして最後に、太陽光発電に関わる開発許可の運用基準や運営の考え方ということで、本年5月に関係省庁で申合せした本体資料も併せて配付させていただいているというところでございます。

事務局からの説明は以上でございまして、一点だけ。本日ご欠席の大関委員からご意見いただいておりますので、事務局のほうから代読をさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず大関委員からのご意見というところから代読をさせていただきます。

これまでの議論について適切に取りまとめていただき、ありがとうございます。資料1の残された論点も含めて基本的に事務局案に賛成したいと思います。その上でお願いしたいことがあります。

今回の周辺地域の住民の範囲における定量基準と電気事業法や再エネ特措法の分割の判断基準また、事業譲渡などの計画変更時の設備容量の変更要件と電気事業法の使用前自己確認における変更工事の要件など、他法令も含めると、事業者が見落とさずに適切に対応するためには、複雑な要件を理解する必要があります。

それぞれの法目的に応じた要件設定であるため、仕方ないことではありますが、関係省庁部局とも連携し、変更などの要件の整理や周知をお願いできればと思います。特に、既認定を中心として今後の発電事業の集約化や長期的かつ適切な事業者へ受け渡していくこ

との妨げにならないよう、様々な事業係数が考えられることから、実態把握を継続的に  
行い、必要なところは厳しく、また、必要なくなっていくところは適切な緩和ができるよ  
うに、不断の見直しをお願いできれば、というご指摘、ご意見をいただいているところ  
でございます。

併せまして、大貫委員からも意見をいただいているというところでございます。ちょっ  
とお待ちください。

大貫委員からの意見を代読させていただきます。資料の2の4ページ目、12行目からで  
す。

今般の認定手続の厳格化により、前掲1の①から③の許認可を中心にこれら許認可を所  
有するといったこのパラグラフの記載があります。こうした再エネ業務管理システム等  
による情報共有は、関係省庁、自治体の情報共有をスムーズにし、課題があった場合の早期  
発見につながることから、大変よい取組だと思えます。

尤も、今回のこのような取扱いはFIT/FIP事業計画認定申請となっている許認可  
の情報共有に限られていますが、FIT/FIP事業を行うためには言うまでもなく他に  
も農地法の許可、森林法、保安林解除、自然公園法の許可など許認可があり、こうした許  
認可も仮登録対象とし、情報共有一元化を進めることは許認可申請の円滑化、期間短縮化  
に向けて意義があります。

興津委員からもご指摘がされているところですが行政手続法11条、及び各地条例  
に定める複数の行政庁が関与する処分に関する審査の効率化促進に資するところがありま  
す。

従って①から③以外の事業者が、FIT/FIP事業を行うために必要となる許認可に  
ついても再エネ業務管理システムを通じた情報共有が考えられていいと思えます。さら  
に、認定申請前のタイミングで、隣接する土地建物の所有者にも説明会を周知するた  
めにエネ庁システムに説明会の開催案内の情報提供を求めることとしていますので(26  
頁24行)、仮登録の内容に説明会の開催案内の情報提供をリンクさせることも情報共有  
一元化の観点から重要ではないかと考えております、といったご意見をいただいでござ  
います。

以上事務局からの説明、及び各委員からのご意見の代読でございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは皆さんにこれについて自由にご議論いただきたい  
というふうに思います。例によってチャットボックス、簡易チャットで発言ご希望とい  
うことでお願いしたいと思えます。

今お二人の委員から既にお話がありましたけれども、基本的にはご賛同いただいて、そ  
の上で、コメントということだったと思えます。いかがでございましょうか、ご発言の  
ご希望はいらっしゃるでしょうか。

興津委員どうぞ。

○興津委員

興津でございます。

まず、1点、ちょっと資料の確認をさせていただきたいんですが、資料2につきまして、私、昨日リンクをお送りいただいたリンク先からダウンロードしたものを手元で見ながら画面共有していただいているものと照らし合わせていたんですけども、ちょっと前半のところで行が1行ほどずれているような感じがいたしまして、もしかしたらちょっとバージョンが若干異なるものが手元にあったかもしれないので、内容については画面共有のほうで理解をいたしまして、私の手元のものともほとんど食い違いがないということですので、内容については結構なんですけど、ちょっと念のためのバージョンをご確認いただいて、もし最新版と違うようでしたら、追ってで構いませんので、最新版の画面共有していただいたバージョンをちょっと後でお送りいただけますと幸いです。これがちょっと形式的な確認一つでございまして。

あと、内容についても申し上げます。大筋で私も賛同いたします。それで今回の取りまとめはこれまで各会合で議論した点を一つの文章にまとめたということでございまして、それぞれの会議で私のほうから幾つか質問をしたり確認をしたりさせていただいた事項がございました。今し方大貫委員からのご意見として名前を挙げていただきましたが、行政手続法11条をはじめとして、行政手続法に関することであるとか、本日で言いますと協定に関する論点ですとか、申し上げたことがございます。

基本的に私が申し上げたかったことは、今回も行政手続法、それから各地方公共団体の行政手続条例というものが既に施行されているものについては、当然のことではございますが、それを遵守するということが大前提になるのであろうと。それから事業者の任意の意思を強制的に抑圧しないと。法令の根拠なく行政指導のような形で抑圧しないということも、これは当然とは存じますけれども、大前提になるのであろうと。

そのことがちょっとあまりにも当然すぎて、文章の中に明文で書き込まれていないということがあるかもしれませんが、そういうことについては当然のことながら遵守をしていただくという、その理解のもとで今回の取りまとめ案に賛同したいと思います。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。事務局からのご回答は、後ほどということにします。

今のあれですか、バージョンのところはいかがですか。

○能村新エネルギー課長

すみません、1回確認いたします。

○山内座長

他にいらっしゃいますか。それでは、事務局から。

○能村新エネルギー課長

局事務局から、先ほど大関委員と大貫委員からいただきましたご意見につきまして、ま

ず大関委員からは、特に全体として、関連する手続など、そういったものについてのちゃんと連携してですね、事業者に分かりやすく、これは前回、松本委員からご指摘いただいたテント共通するところかなと思いますし、しっかりと分かりやすい形で発信をしていくということを整理をしていきたいと思っております。

また、これは本日神山委員からもご指摘いただきましたけれども、しっかりと実態把握を継続的に行って、しっかりと見直しも必要などところは不断の見直しを行っていくべきだといった大関委員のご指摘につきましては、まさに事務局としてもそのような考え方のもとで継続的に我々としてもフォローアップをしていきたいと考えております。

また、大貫委員からご指摘をいただきました、実務的なところで、かつ重要なご指摘もいただいたところでございます。資料におきましては4ページ目の自治体との連携強化というところでございます。

特に今回、F I T / F I P のですね、事前の必要な場合の許認可につきましては、一部の許認可につきましては、F I T / F I P の申請要件化というところを行っているところでございます。その関係で、さらに再エネ業務管理システムというところについてこれまでは、F I T / F I P の申請があった段階から対応してきたということで、これにつきましては、プッシュ型で情報提供を自治体にはこれまで行ってきたというところでございますが、より早い段階からこの再エネ業務管理システムとの紐付けを行っていこうということで、特に例示的に、事前に許認可取得が必要となる場合には、こうした仮登録などということ資料の中でも記載をしているというところでございます。

一方で同時に、まさにこの再エネ業務管理システムをうまく活用しながら情報を発信していくということで、これは後ろの、後段でもありました住民説明会のところの開催案内とか、特に隣接、これは大貫委員が正しくご指摘いただいているところですけども、そういうところでも、こうした再エネ業務管理システムの活用ということを考えているところでございますので、こうした当然説明会の中では関係する許認可の取得などについても、当然説明会の中で説明をいただくということもございまして、この①から③の許認可の関係だけではなく、説明会の会社におきますシステムの活用も含めて、こうした再エネ業務管理システムを一つの共通のプラットフォームとしながら、事業者にとってもまた自治体の方々にとっても、また我々管理する側の実務の観点からも、みんなの効率的かつ効果的な対応ということはしっかりと追求していきたいと思っておりますので、決してこの①から③の許認可だけの仮登録ということにとどまらずに、しっかりと検討を重ねていきたいと考えております。そこは念のため事務局から申し添えさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

委員の方、他、ご意見いかがでございましょうか。

高村委員どうぞご発言ください。

○高村委員

山内先生、ありがとうございます。

基本的に今回の取りまとめについて、基本的な内容について、異論がございません。

幾つか、すみません、要望と確認を申し上げたいと思っております。

一つ、3ページ目のところに書いてくださっている、温対法との関係です。こちらは適切に、今後検討すべき課題について、今、このワーキングの議論を踏まえてまとめていただいていると思っております、こちらはぜひお願いをしたいという要望です。これが一点目です。

二つ目は、4ページほか、それから26ページあたりもそうなんですけれども、幾つかの情報に関わる場所です。4ページに書かれているように、やはり事業者が十分な情報提供をするということが、誠実なコミュニケーションを図っていく上での非常に重要なことだと思いますし、それができるだけやはりそこを促進をされるような情報基盤、これは先ほど大貫委員からもご指摘があったところかと思っておりますけれども、そうしたものをしっかり整えていく必要があるということで、今回資源エネ庁において一旦システムを活用できないかということで、今回ご提示いただいているというふうに思います。

26ページの、探しながらで恐縮ですけれども、26ページの説明会のところで、若干確認をさせていただければと思っておりますのが、24行目でしょうか、設置場所の隣接する土地建物所有者への事前周知を行うために、先ほどの資源エネ庁の情報システムを活用した説明会の情報を、開催情報の提供を求めるといえることですが、確認は、これは仮にその該当する発電設備について、例えば、土地の隣接する土地、あるいは建物所有者に他の方法で周知をする方法がある場合にも、あるいは該当する者がいない場合にも、これは全ての発電設備について、こうしたシステムを利用した情報提供を求めるといえることかどうか、という点について、確認をさせていただければと思っております。

これは議論のところでは若干ニュアンスがあったように思っておりますけれども、後のところでご提示していただいているように、27ページですけれども、説明会の概要報告する報告書の提出、あるいはその公表といったことを行う上でも、こうしたシステムに関して登録をされていくということは、情報基盤としては非常に重要なように思っております。

そういう意味では、もう一つの質問というのは、この27ページ目のところにある提出される報告書について、公表ということが、認定後公表と書かれておりますけれども、こちらについては同じように情報のシステムを使うことを予定されている。つまりこの公表するというのは誰が行うのかということの確認でもございます。

3点目ですけれども戻りまして10ページ目のところでございます。こちらのご議論を反映していただいていると思っております。再エネ海域利用法の適用事業の扱いです。こちらに書かれている内容について異論はございません。注の12で記載をいただいている点は非常に重要だと思っております。これは事業者がこの協議会を使って、しっかり説明



会の義務を果たす。説明で求められるこうした取組を果たしていくという意味でも、再エネ海域利用法のもとでのガイドライン等での明確化という点をぜひ今後お願いしたいと思っております。これは要望でございます。

最後なんですけれども、先ほど、前半の議論のところでございます。30 ページのあたりだと思いますが、これ興津委員あるいは桑原委員からもご指摘があったところ、基本的に留意すべき点として同感しております。

その中で注の30 これは前半のスライドにも記載をさせていただいている内容だと思いますけれども、この先ほどの議論で、一定明らかになっていると思っておりますけれども、当該協定等が説明されたプロセス等に従って引き継がれていないことが判明した場合には、こちらはいわゆる認定取消し等の対象になるということが書かれております。ここは先ほどの課長からのお答えでも興津委員、あるいは桑原委員のご指摘を踏まえてもう少し様々、場合分けも含めてご検討いただけるということだと思っておりますけれども、例えばその譲り受ける者が、新たにこうした協定を結び直すということをしたときに、その具体的な内容というのが、場合によっては説明会の折と、変わり得るという場合もプロセスの中ではあり得るようにも思っております、何をもって認定取消しの要件となるのかということについて、明確にしておく必要があるのではないかとこのように思っております。これは様々な場合があり得るものだと思いますので、今後詳細をご検討いただければというふうに思いますし、事業者に対して、特に認定取消しの要件になり得るということだと、明確にこのところを説明をしていただくということが必要かなと思っております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。後ほどまた事務局からお答えいただきます。

他にいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

じゃあ、今の高村先生からご指摘、ご質問ありましたので、お願いします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。まず、ご指摘、ご要望のところ、温対法の連携でございますとか、再エネ海域利用法におけますガイドラインにおきますメンテナンスも、しっかりと事務局としても対応してまいりたいと考えてございます。

またご質問をいただきました、スライド番号ですと4ページ目ですとか、26 ページ目などの情報提供、また、これは先生も度重なるご指摘をいただいておりますが、そこをしっかりと基盤を整えて事業者にとっても効率的、かつ、様々なプレイヤーにとっても効果的な情報連携発信というところの基盤作りにさらに発展していくべきだという、基本的な考えには、我々事務局としてもそういう方向性の中でシステムのバージョンアップを行っていきたくて考えているところでございます。

その中で具体的なお質問といたしまして、一つがスライドの24 ページ目のほうですけれども、こちらのほうでご指摘をいただきました、隣接のところでしょうか。ちょっとペー

ジ番号が違いましたか。すみません、26 ページですかね。26 ページの 24 行目、失礼いたしました。このところで、隣接する土地建物の所有者につきましては、基本的にやはり特定が難しいであろうということで、かつ再エネ発電事業者が想定をし得ないような方が所有しておられるような場合も可能性としてはあるということになりますので、そう考えますと、翻って全体を俯瞰しますと、やはり全ての説明会対象事業におきましては、エネ庁のシステムを活用した説明会の開催情報の提供ということを求めていくことが基本になってくるのかなど。基本的には、開催する関連のやり方におきましても求める内容を基本的に記載していく形になってくると思いますので、こういったことについて、さらに我々としても整備をしていきますけれども、基本的な方向性としては、結論的には特定が非常に難しいという状況の中では、全ての説明会の対象となる事業におきまして、こうしたエネ庁の方で、今後システムアップデートしていく中での説明会の開催情報の提供を求めていく方向になるというふうに考えているところでございます。また、説明会の概要の報告書などの公表でございますけれども、これもシステムをしっかり全体的にアップデートしていく中で、可能な限り説明会の開催情報の提供と、一元的に公表がされるようなシステムの設計などについて検討していきたいと考えてございます。こういうあれも全体感を持ちながら、しっかりと対応をしていければなと考えているところでございます。

最後に、あの前半のところでご議論もございましたけれども、こちらの資料の 2 の関係ですと 30 ページ目になりますけれども、事業譲渡の際などにおきます論点というところでございます。ここも幾つかご指摘いただいた高村先生、興津先生、桑原先生がそれぞれご指摘いただいたところにつきまして、基本的な考え方といたしましては、説明会における三つ目の内容についての、虚偽があったかどうかというところで、再エネ特措法の観点は整理をしていくということが基本ということですが、いずれしても分かりやすい。幾つかのパターンということなども、示せるような形でガイドラインなども含めた記載については、さらに工夫をしていって、事業者の方々が最適な行動を取れるような形の整理をしていければなと思っているところでございます。事務局からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。その他よろしゅうございますかね。

はい、ありがとうございました。それでは、今日何人かの方から明確にいただきましたけど、基本的に本取りまとめ案について、おおむねご了解いただいたというふうに理解しております。それで、いろいろご意見、その他、あるいはご指摘ございましたので、具体的なこのご指摘についての反映については、大変恐縮でございますけれども、最終的に私のほうにご一任いただければというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○山内座長

ということで、それでは恐縮でございますが、私のほうにご一任いただいた上で、しっかりまとめたいというふうに思います。ありがとうございました。それでは最後に、今後

の流れに関しまして事務局からご説明お願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。先ほど座長からございましたとおり、本日いただいたご意見につきまして、座長ともご相談させていただきながら的確に反映をさせていただければと思います。その上で、この本報告書のパブリックコメントを行い、その上で省令などの改定ということで、2段階になりますけれども丁寧にプロセスを進めてまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それではおおむね議論の取りまとめということでありましたので、事務局を代表して、井上省エネルギー・新エネルギー部長から一言ご挨拶をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○井上省エネルギー・新エネルギー部長

先生ありがとうございます。井上でございます。

委員の先生方、本当にありがとうございます。地域と共生した再エネの導入拡大に向けまして、大変密度の濃いご議論を行っていただいたと考えております。本日、第二次取りまとめ案をまとめていただきました。事務局を代表しまして、心からお礼申し上げます。

このワーキンググループでは、昨年10月以降、再エネの長期電源化・地域共生に向けた措置の方向性についてご議論をいただき、その成果につきましては、今年5月に成立した再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法に盛り込ませていただきました。また、本年5月以降の本ワーキンググループ第二シーズンでは、林発等の土地開発に関する許認可をFIT/FIPの申請要件化する制度をご議論いただいた後、改正再エネ特措法の施行に向けた詳細設計等のため、周辺地域の住民に対する説明会の開催等をはじめとする幅広い論点につきまして集中的にご議論をいただきました。ご議論の中では、事業規律を強化して、地域との共生を図るという観点、制度の透明化・明確化により住民や事業者の皆様の予見性を確保するという観点、地域やビジネスのプラクティスを踏まえるという観点などなど、様々な観点のバランスを取りながら、難しい論点につきましても丁寧にご議論を重ねていただいたと考えております。本日の第二次取りまとめ案につきましては、パブリックコメントを経た上で、省令等の具体的な制度設計に落とし込んでまいりたいと考えております。また、制度開始後におきましても、各制度の趣旨に照らしつつ、必要に応じて、本ワーキンググループでもご議論をいただきながら、不断の見直しを行い、制度のさらなる充実化を図ってまいりたいと、かように考えております。

山内先生をはじめ、委員の先生方、本当にありがとうございます。諸先生方のご尽力に重ねてお礼申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山内座長

はい、井上部長ありがとうございました。

それで、私からも一言ちょっとご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

ご承知のように、今年の5月にGX脱炭素電源法が成立して、これは再エネ特措法の改正も含まれているわけですね。それを受けて、今回、前回、合計6回にわたって集中的なご議論をいただきました。そして今日取りまとめということでもあります。率直に言って私は経済の人間で、皆さん法律の関係の先生方にご議論いただいたんですけども、議論の緻密さといいますか、それに本当に敬服をるところだったというふうに思っております、その意味ではこれは皆さんのおかげでうまく取りまとめられたんじゃないかなというふうに思っております、厚く御礼申し上げたいというふうに思います。

それで、ご承知のようにその2050年カーボンニュートラルという言葉ですね、これで再エネが36%~38%ですか。これを政府目標としているわけで、これを実現するには、やっぱり地域と共生しなきゃいけない。あるいは地域に対する安全性とか、それから安心・安全で言えば将来の廃棄問題ですね。こういったものをちゃんと解決していかなくちゃいけないと。いろいろな事故もあって地域の懸念というのがあるわけでありまして、こういったところで共生しないと目標は達成できないというわけでございまして、その意味では、今回、大きな進歩であったかというふうに、私が言うのもなんですけれども、そういうふうに思っております。

今回のワーキングで、ある意味で2段階でやったというふうに思います。

まず、林発等ですね、隣地の開発等のその土地開発関係の許認可があって、これをFIT/FIPの申請要件化するという制度の問題がありました。これについては皆さんにご同意いただいた上で、これは緊急を要するということもあり、パブコメをかけていただいて、先ほど、最初にもありましたけども、10月1日から省令が施行されると、こういう段階になっているわけですね。それから、改正再エネ特措法の施行に向けたその制度的な議論として、周辺地域の住民の方に対する理解、その説明会開催等の幅広い論点をございしました。これについては本当に、冒頭に申し上げましたが皆さんのいろいろな気づき、それから見識からご意見をいただいたところでもあります。それから自治体や事業者団体もヒアリングをしましたが、個人的には非常にその回数を重ねて丁寧にご議論いただいたというふうに思っている次第であります。

そこで事務局にこれから、この今回取りまとめいただいたこと、それからパブコメをこれからやるわけですからパブコメをやって制度設計に反映するということ、それから自治体、あるいはその関係省庁とも密に連携していただいて、実効的な制度へ落とし込んでいただくと、その運用を進めていただくと、こういうところをお願いしたいというふうに思っております。

制度の実施状況を踏まえて、これからいろいろ課題もあろうかと思えます。先ほどもご意見もいただきました、走りながらというのも、実態はそうだったんですけども、そういったところもありまして、実態を見ながらフォローアップして、そしてその直すべきところ

を直していくということが必要だと思えます。これは井上部長もおっしゃったとおりであります。これは非常に、私いろんな制度をやらせていただきまして、非常に重要な点だというふうに思っております。

改めて委員皆さんにご感謝申し上げて、最後のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会合を閉会とさせていただきます。何度も言いますけれども、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。